

## 「中津川市国民健康保険第3期保健事業実施計画 (データヘルス計画)(案)」へのご意見を募集します

市では、「中津川市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)」の策定を進めています。この度、本計画の素案をまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

### ■募集期間

令和6年2月29日(木曜日)～3月22日(金曜日)

### ■閲覧方法・場所

- ・市民保険課(中津川市役所本庁舎1階)、各総合事務所および地域事務所窓口  
※閲覧は、上記募集期間内の8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
- ・市ホームページ

### ■意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内に在する事務所または事業所に勤務する方、市内に在する学校に在学する方
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害を有する方

### ■意見の提出方法・提出先

閲覧場所および市ホームページに設置の意見様式に、氏名(法人・団体の場合は名称と代表者名)、連絡先、住所または所在地(市外在住の場合は通勤・通学先の住所と名称)をご記入のうえ、下記のいずれかの方法で提出

- (1) 郵送 〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号  
中津川市役所 市民福祉部 市民保険課 宛(3月22日必着)
- (2) 窓口提出 市民保険課 保険年金係(市役所本庁舎1階)  
※8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
- (3) ファックス 0573-66-1375
- (4) 電子メール kokuho【アットマーク】city.nakatsugawa.lg.jp

### ■留意事項

- ・ご意見に対する個別の回答、電話での口頭による意見の受付は行いません。
- ・ご意見は内容のみを公表します。氏名などを公表することはありません。
- ・ご記入いただいた個人情報、今回の目的以外には使用いたしません。

### お問い合わせ先

市民福祉部 市民保険課 担当者：山田  
電話：0573-66-1111(内線115)

# 第3期保健事業実施計画 (データヘルス計画)



## 保健事業実施計画(データヘルス計画)とは…

国保加入者の健康の保持増進を目指し、保険者である市が効果的かつ効率的に保健事業へ取り組むための事業計画のことです。

## 基本的な考え方

健診・医療・介護に関するデータ分析で健康課題を把握し、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組むことで、健康寿命の延伸、医療費適正化を目指します。

## 第3期計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間です。

## 第2期計画を振り返って…

### 中津川市国民健康保険加入者の健康に関する課題

- ◆特定健診の受診率が低い(中津川市:39.4% 岐阜県:41.3%)
- ◆メタボリックシンドローム該当者・予備群が増えている(H30年度:24.4% R4年度:30.0%)
- ◆高血圧の人の割合が増えている(H30年度:4.6% R4年度:5.7%)
- ◆高血糖の人の割合が増えている(H30年度:7.5% R4年度:9.9%)
- ◆糖尿病性腎症による透析導入者の割合が増えている(H30年度:60.9% R4年度:64.8%)
- ◆介護が必要となった人の有病状況を見ると、脳血管疾患が多い  
(介護者有病状況…1位:筋骨格系 2位:脳血管疾患 3位:認知症)





課題を解決するために！


## 第3期計画での主な取組

- ◆特定健診受診率向上
- ◆生活習慣病の発症・重症化予防
- ◆介護予防

第3期計画での主な取組の詳細は裏面をご覧ください

## 第3期保健事業実施計画での主な取組

特定健診受診率向上	
<b>ハガキによる受診勧奨</b> 過去の特定健診受診状況などに応じて、それぞれの特性に合わせたパターン別の受診勧奨はがきを送付します。 	<b>特定健診を受けられる医療機関の拡充</b> かかりつけ医で特定健診が受けられるよう中津川市と恵那市の医療機関で特定健診が受けられる体制を整えます。
<b>受診者へのインセンティブ</b> 健診を受けていただくきっかけとして、受診者へのインセンティブを検討していきます。	<b>広報誌やメールでの受診勧奨</b> 広報誌やメールにて、特定健診の受診勧奨を行います。 
<b>データを活用した受診勧奨</b> 健診を受けている方と受けていない方の医療費の違いを示すなど、健診を受けることのメリットを周知します。	<b>情報提供事業の実施</b> 治療中で特定健診未受診の方に対して、普段かかりつけ医で受けている検査データを医療機関を通して市に提供いただく「情報提供事業」を行います。
<b>職場健診の結果提供依頼</b> 職場の健診を受けた方で特定健診未受診の方に、職場健診の結果の提供を依頼します。	<b>人間ドック費用の助成</b> 人間ドックを受けられた方で、健診結果を市に提供いただいた方に費用の一部を助成します。

生活習慣病の発症・重症化予防 (糖尿病性腎症・メタボリックシンドローム・虚血性心疾患・脳血管疾患)	
<b>個別保健指導</b> 特定健診を受けていただいた方のうち、将来生活習慣病になるリスクが高い方や、生活習慣病が重症化する危険性が高い方に対して、保健師や管理栄養士が個別の指導を行います。	<b>健康に関する知識の普及啓発</b> 広報誌やチラシなどで健康に関する情報を発信していきます。また、集団に対して健康教育を行います。
<b>管理台帳の活用</b> 高リスク者の方の健診や医療機関の受診状況を確認するための名簿を作成し、必要に応じて指導や受診勧奨を行います。	<b>医療機関と連携した取組</b> 糖尿病や慢性腎臓病の重症化予防のために、かかりつけ医と連携し、保健・栄養指導を行います。
<b>事例の検討</b> 死亡や介護になってしまった事例を振り返り、どうすれば予防ができたかについて庁内で課題分析を行います。	

介護予防 (高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施)	
<b>ハイリスクアプローチ</b> ぎふ・すこやか健診（後期高齢者医療制度に加入している方の健診）を受けていただいた方のうち健康リスクが高い方に対して、過去の特定健診結果を活用した個別保健指導を行います。	<b>ポピュレーションアプローチ</b> 集いの場において、管理栄養士・理学療法士・歯科衛生士による健康教育を行います。 